

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年8月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 通知の要旨

令和5年7月14日静岡県告示第442号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
望月正美	静岡市葵区梅ヶ島字ヒナタ383、字瀬戸沢386、387	静岡市役所